

議案第31号

天理市国民保護協議会条例の制定について

天理市国民保護協議会条例を次のように制定しようとする。

平成18年3月9日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、天理市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらか

じめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第48号を第49号とし、第45号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、第44号の次に次の1号を加える。

45	国民保護協議会の委員	日額	12,000円	同上
----	------------	----	---------	----